

第3次 いなべ市子ども読書活動推進計画 (素案)



令和元年6月

いなべ市教育委員会

目 次

第 1	第 3 次子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
第 2	子どもの読書活動推進のための方策	2
1	家庭	2
	(1) 家庭の役割	2
	(2) 家庭における読書活動の推進	2
2	地域	2
	(1) 地域の役割	2
	(2) 地域における読書活動の推進	2
	ア 図書館	
	イ 児童館	
	ウ 放課後子ども教室	
3	学校等	5
	(1) 学校等の役割	5
	(2) 学校等における読書活動の推進	6
	ア 学校	
	イ 保育所（園）	
	ウ 子育て支援センター	
第 3	他機関との連携	8
1	母子保健事業等における各部署の連携	8
2	民間事業者等多様な主体への協力依頼	9
【関連資料】		
	読み聞かせの会（読書活動ボランティア）	10
【参 考】		
	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	11

第1 第3次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）ことから、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

そこで、いなべ市では平成21年3月に「いなべ市子ども読書活動推進計画（第1次）」を、平成26年6月に「いなべ市子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定し、次代を担う子どもたちが読書活動を通じて豊かな心や知識を育み、健やかに成長していく環境をつくるための実効的で具体的な施策推進の基としてきました。

第2次計画期間の終了に伴い、これまでの取り組みの成果と課題をふまえ、子どもたちの読書活動をさらに推進し、すべての子どもたちが本に親しみ、自主的に読書活動を行うことができるよう、今後概ね5年間の施策の方向性と具体的な内容を示す次期計画の素案を作成し、市民等への政策意見公募（パブリックコメント）を行った上で、「いなべ市子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定しました。

第2 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもにとって生まれていちばん最初に出会う社会であり、たくさんのお話を保護者から学びます。読み聞かせ等の読書活動が、日常的に親子のふれあいの中で行われることが大切です。

(2) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書活動の重要性や家庭で行われる読み聞かせ等について理解を深めるため、いなべ市教育委員会は、図書館や児童館等で行われるおはなし会や家庭教育に関する講座への保護者の参加や、家庭読書（家読）等の具体的な方策を関連部局と連携しながら推進します。

2 地域

(1) 地域の役割

公立図書館や児童館は、子どもがたくさんのお本に出会い、幅広い読書を楽しむことができる場であることが大切です。子どもが地域の身近なところで読書を楽しみ、新しい発見をし、豊かな心が育めるよう、図書館が中心となって地域全体で子どもの読書活動を推進します。

(2) 地域における読書活動の推進

ア 図書館

(ア) 図書資料の充実

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、健全な成長を遂げていくために、発達段階に応じた様々な分野の魅力ある図書の積極的収集に努めます。小中学校の総合学習や授業で行われる調べ学習のための図書の収集にも努めます。

(イ) 「読み聞かせ」「おはなし会」の拠点整備

乳児や幼児と保護者が周囲を気にせず安心して「読み聞か

せ」や「おはなし会」を楽しむことのできる場所として藤原図書館を設置しています。読み聞かせのボランティアが親子を対象にしたおはなし会等を開催できる場所として活用できるように、紙芝居や絵本などの資料整備を進めます。

(ウ) 年齢等に応じた推薦図書の紹介

公益社団法人全国学校図書館協議会をはじめとする社会教育団体等が推薦する優良図書や図書館での月間貸し出し回数の多い図書、季節や行事などに合わせて職員が選んだ図書を「おすすめ図書コーナー」として展示します。展示した図書にはその内容等を見出しにして紹介することによって読書意欲の向上を図ります。

(エ) インターネットによる図書館の利用促進

いなべ市ホームページを利用した市内図書館の蔵書検索機能や貸し出し予約システムなどのサービス機能を活用し、図書館の利用促進を図ります。また子どもがより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）を利用し、子どもの読書活動をより充実したものにします。

(オ) 障がいのある子どもへの対応

児童コーナーの設置にあたっては、障がいのある子どもと保護者が読書を楽しむことのできるように配慮します。点字図書や録音図書、大活字本などの蔵書の整備に努めます。

(カ) 外国人の子どもへの対応

市内在住の外国人の子どもに対応した母国語の図書を揃えるだけに留まらず、グローバル社会に対応した様々な言語の図書を収集し、外国語図書のコーナーを設置します。外国語対応のための図書館職員の研修と外国語表示による利用の案内等の作成に努めます。

(キ) 他の公立図書館や学校図書館等との協力体制

公立図書館は、地域の読書活動の拠点として子どもの成長に必要な図書を可能な限り入手し提供することが求められます。この

ために、他の公立図書館との協力体制を強化し、図書資料の相互貸借等を一層推進します。

学校図書館資料のデータ化によって学校図書館と公立図書館システムの相互乗り入れを行い、学校図書館の利用促進を支援します。

また、季節や学習教材、読書テーマ等に応じた推薦図書の情報提供を行い、朝読書のための図書や授業に活用できる図書の貸出し等を通して、日常的に学校図書館との連携を図り、児童・生徒の読書活動を推進します。

(ク) 職員の講習会等への参加

来館する親子向けに読み聞かせやブックトーク（紹介）などを行い、読書の楽しさを啓発できるように職員を講習会等に積極的に参加させ、専門的な知識の習得や技術の向上に努めます。

子どもたちを読書へ導く図書館の職員として、その役割を果たすため、日々、自己研鑽に努めます。

(ケ) 啓発事業の開催

全ての関係機関が連携協力して、家庭で本を読むことの楽しさや重要性について市民に広く啓発するための「おやこブックフェスティバル」などの啓発事業を定期的で開催します。

本や紙芝居の読み聞かせの講師や司書などを学校へ派遣する出前授業を行い、子どもたちに対して新たな手法で読書の楽しさを伝えていきます。

(コ) 広報活動の充実

子どもの読書活動推進に関する啓発活動を市広報誌、ホームページや図書館だよりの発行等で計画的に行うことによって読書意欲の向上を図ります。

また、地域の読書活動の拠点である図書館の重要性が市民に理解されるよう広報活動に努めます。

(カ) 読書関係ボランティア等との連携協力と支援

地域で活動を行い、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく寄与している読書関係のボランティアと連携協力します。

読み聞かせやおはなし会等を多様な形で開催し、子どもの読書に対する興味関心の向上を図ります。

これらの団体の自主的な活動を支援し、地域ぐるみの活動が更に広がるように側面から協力します。

イ 児童館

(ア) 図書室（図書スペース）の環境整備

子ども同士の読書活動が自主的に行われるような読書環境づくりを行います。また、保護者や各種サークル等が子どもと本を読めるような図書スペースを提供します。

子どもの関心を引くような図書の並べ方や整理の仕方、推薦図書や貸し出し回数の多い図書に関する情報の提供を受けるなど、図書館の協力を得て図書室（読書空間）の環境整備を図ります。

(イ) 読み聞かせの実施

児童館の様々な活動の中で読み聞かせやおはなし会等を実施します。本に親しむ時間を積極的に設け、子どもの読書に対する興味関心の向上を図ります。

ウ 放課後子ども教室

(ア) 本を活用したスクールの開催

「いなベココミュニティスクール」「放課後子ども教室ほくせい」に対して各教室（スクール）で読書に関するものを取り入れるよう協力を呼びかけます。

(イ) 教室関係者の講習会等への参加

各教室（スクール）へ参加する児童に読書の楽しさを啓発できるようにコーディネーターや学習アドバイザーに対して、知識の習得や技術の向上のため講習会等に参加するよう呼びかけます。

3 学校等

(1) 学校等の役割

学校図書館は、子どもたちが、自ら考え、学ぶ力をつけ、体験等を通して豊かな心を育むための教育活動に寄与する場であることが大切です。

子どもたちがいろいろな本と出会い、感受性を育むことができる「読書センターとしての場」、調べ学習や様々な資料を提供し、子どもたちの学習を助ける「学習情報センターとしての場」となるように、学校図書館の環境整備を進めます。

また、読書習慣の形成には、発達段階ごとの取組が大切です。関係機関が連携した効果的な取組に努めます。

(2) 学校等における読書活動の推進

ア 学校

(7) 学校図書館を活用した授業の実施

各教科をはじめ総合的な学習の時間等に図書館資料を活用した授業を進めます。また、効果的な活用の仕方について、教職員の研修を実施します。そのための図書館環境の整備を推進します。

(イ) 読書に関するさまざまな興味付け

各校の年間計画に基づき、教師や読書ボランティアによる読み聞かせ、利用指導、校内委員会の活動、おはなし会、ブックトークの実施、学級文庫の配置・活用、読書感想文コンクール等への参加など、教育活動の様々な機会と場面を通じて読書に関する興味付けを効果的に実施するように努めます。

(ウ) 望ましい読書習慣の確立

「朝の読書」「読書週間」「校内委員会」等の特色ある取り組みを通して、すべての児童・生徒が読書に親しめるように努めます。また、各校が「親子読書週間・月間」等を計画して、より良い生活習慣づくりのために家庭での読書活動を推進します。

(エ) 司書教諭を中心とした読書活動推進体制の形成

司書教諭の専門知識や技術を学校図書館で活かすことができるように学校全体の推進体制の構築に努めます。

学校司書教諭の配置校を増やしていくために教職員の司書教諭免許の資格取得を積極的に支援していきます。

(オ) 障がいのある児童・生徒への対応

障がいのある児童・生徒が読書を楽しみ、学習に資料を活用で

きるように図書室の環境整備に努めます。

障がいの種別や程度に応じた図書の選定、点字図書や録音図書、大活字本などの蔵書の充実を図ります。

(カ) 外国人児童・生徒への対応

外国人の児童・生徒に対応した母国語の図書を揃えるだけに留まらず、グローバル社会に対応した様々な言語の図書を収集します。外国語の図書コーナーの設置にも努めます。

(キ) 国際理解教育の推進

外国の言語、民族、歴史等がわかる図書を選定し、児童・生徒が日常的に外国の文化を身近に感じる機会を設けるとともに、授業への活用を通して、国際理解の推進に努めます。

(ク) 公立図書館との連携

学校図書館システムの活用により効率的な図書管理・運営を進めます。児童・生徒の興味や関心を引き、且つ使いやすい配架の仕方や案内の仕方等を工夫します。そのために、公共の図書館司書による教職員への研修等を実施します。

また、季節や学習教材、読書テーマ等に応じた推薦図書の情報提供を受け、朝読書のための図書や授業に活用できる図書の借入れ等を通して、日常的に公立図書館との連携を図り、児童・生徒の読書活動を推進します。

(ケ) 読書活動ボランティア団体等との連携協力

地域で活動する読書活動ボランティア等と連携協力して読み聞かせやおはなし会等を多様な形で開催し、読書に対する興味関心の向上を図ります。

イ 保育所（園）

(ア) 読み聞かせの実施

保育活動の中や午睡前、帰りの会の場などで、保育士による読み聞かせを行っています。

また、地域の読み聞かせボランティア等に読み聞かせしてもらうことで、地域との交流を深め、子どもたちの読書への興味関心

を更に深めます。

(イ) 乳児・幼児が本に興味を抱く環境の整備

保育室などでは、乳児・幼児の手の届く高さや場所に配慮して本を置き、身近に触れて興味を持てるような環境づくりに努めます。図書の並べ方や整理の仕方、推薦図書や貸し出し回数の多い図書に関する情報の提供を受けるなど、図書館の協力を得て読書環境の整備を図ります。

親子で一緒に読書の時間を楽しめるように図書の貸し出しも行います。

ウ 子育て支援センター

(ア) 本との良い出会いに向けた取り組み

生後6か月の乳児とその保護者を対象にした「ブックスタート」、満2歳の誕生日を迎えた幼児を対象にした「ブック・Restart」を行っています。それぞれ本との良い出会いのための子育て支援活動の一環として位置づけ、民生児童委員や子育て応援団等と協力して計画的に推進するよう努めます。

(イ) 絵本とふれあう時間

図書館や読書活動ボランティア等と協力して読み聞かせやおはなし会を行い、乳児・幼児期に親子で読書をする事の大切さを伝え、本とふれあう時間を積極的に設けます。

(ウ) 読書環境の整備

乳児・幼児の関心を引くような図書の並べ方、図書の整理の仕方、推薦図書や貸し出し回数の多い図書に関する情報の提供を受けるなど、図書館の協力を得て読書環境の整備を図ります。

また、子育て支援センターを利用できない子育て家庭の親子を対象に、地域の集会場を借用して開催する「出前ひろば」事業の中で図書館職員の協力を得て出前図書館を開催します。

第3 他機関との連携

1 母子保健事業等における各部署の連携

就学前は、子どもが読書することの楽しさを知り、読書習慣を身に

つける上で最も重要な時期といえます。

「妊婦教室」、生後2～3か月の乳児の家庭に保健師が訪問を行う「こんにちは赤ちゃん訪問」、「離乳食教室」、「1歳6か月児健康診査」、「2歳児歯科教室」、「3歳6か月児健康診査」、「育児相談」、「就学時の健康診断の受診」等の機会を利用して図書館でのおはなし会や読書に関する講座チラシ等を配布するなど、読書に関する情報の提供に努めます。

このようにさまざまな事業を実施する上で、各部署が連携して総合的に取り組むことによって、本との良い出会いが生まれます。

2 民間事業者等多様な主体への協力依頼

市内の企業に対しては、啓発のためのポスターやチラシの掲出を呼びかけます。地域の多様な主体と連携できるように、読書活動推進に関する協力を依頼します。

【関連資料】

読み聞かせの会（読書活動ボランティア）

1 大安町おはなしの会くまのこ

- (1) 日 時 毎週土曜日 14:00～14:30
- (2) 場 所 大安図書館（三岐鉄道大安駅駅舎内）
- (3) 内 容 絵本と紙芝居の読み聞かせ、子育て支援センターブックスタート支援
- (4) 連絡先 大安図書館 Tel (0594) 8 7 - 0 0 2 1

2 藤原おはなし会「こだま」

- (1) 日 時 毎月第2、第4土曜日 10:30～11:00
- (2) 場 所 藤原図書館（藤原文化センター2階）
- (3) 内 容 絵本と紙芝居の読み聞かせ、子育て支援センターブックスタート支援
- (4) 連絡先 藤原図書館 Tel (0594) 4 6 - 4 1 5 0

3 よみきかせたんぼぼの会

- (1) 日 時 毎月第1、第3土曜日 10:30～11:00
- (2) 場 所 藤原図書館（藤原文化センター2階）
- (3) 内 容 絵本と紙芝居の読み聞かせ
- (4) 連絡先 藤原図書館 Tel (0594) 4 6 - 4 1 5 0

4 ほくせい おはなし会（司書職員）

- (1) 日 時 毎月第2土曜日 10:30～11:00
- (2) 場 所 北勢図書館（北勢市民会館内）
- (3) 内 容 絵本と紙芝居の読み聞かせ
- (4) 連絡先 北勢図書館 Tel (0594) 7 2 - 2 2 0 0

【参 考】

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。